

(別紙)

報 告 書

令和2年7月22日付第202000103136号意見公表の理由は下記のとおりです。

1 調査の内容

(1) 推進員会議の開催

令和2年2月6日から計5回、推進員会議を開催し、調査及び審査を行った。

また、申出者に対する面接調査により申出者の主張を確認した。

(2) 調査方法及び調査結果

ア 調査方法及び調査項目

下記のとおり。

(ア) 現代社会における女子力という言葉の使われ方の調査

a 辞書、新聞、雑誌、インターネット等

(イ) 当該歌が倉吉市の学校給食で流されるに至った経緯の聞き取り

a 「スタミナ納豆の歌」選定までの意思決定過程

b 公認ソングを選定するにあたってのガイドラインの有無

c 現場（生徒、保護者、教員等）からの意見、評判

(ウ) 当該歌を教育現場で流すことについて、男女共同参画の観点から問題があるか

a 推進員審議

イ 調査結果

上記により、調査した結果は下記のとおりであった。

① 現代社会における女子力という言葉の使われ方について

「女子力」という言葉の意味や使われ方について、辞書、新聞、雑誌、インターネット等、様々な媒体を用いて調査した結果、以下のような事実が判明した。

「女子力」とは、2009年頃から使われ始めた言葉であり、明確な定義はないが、女性らしい態度や容姿を重んじることや、女性ならではの感覚・能力を職業に生かすことなど、話者によってさまざまな解釈がある。

(デジタル大辞泉 <https://kotobank.jp/word/%E5%A5%B3%E5%AD%90%E5%8A%9B-534689>)

実際の使われ方としては、「料理が上手である」「身なりに気を付けている」など、男性が女性に期待する役割に応えられる力を指して、「女子力」と述べている例が多く見られる。2014年にマイナビニュースで行われた男性200名に対するアンケートによると、「女子力」とは何かという問いに対し、「男性を惹きつける力」「かわいく、美しく、女性らしく見せるための演出力」、「やさしさ、包容力、母性、おしとやかさなど、男性にはない性質」「気配りや気遣い」「家事能力」などという回答が多く、「女子力」という言葉には男性の女性に対する願望や理想が投影されていると考えられる。(<https://news.mynavi.jp/article/20140521-a137/>)

また、2016年に朝日新聞デジタルで行われたアンケートによると、「女子力」という言葉に

ついてどのようなイメージを持っているかという問いに対し、「よくないイメージ」「どちらかというよくないイメージ」を持っているという回答が51%に達し、「いいイメージ」「どちらかといういいイメージ」を持っているという回答の27.6%を大きく上回った。

「女子力」という言葉のどのような点が、良い又は良くないイメージにつながっているかという問いに対しては、『女性はこうあるべきだ』『これは女性の役割だ』という考えを押し付けている」という回答が38%で第1位であり、第2位の「自分を高めたい女性の気持ちを表している」の13.6%や、第3位の「ほめ言葉として使われている」の10.6%を大きく引き離れた。(https://www.asahi.com/opinion/forum/039/)

上述のアンケート結果から、「女子力」という言葉に、性別による固定的な役割分担意識が表れていると感じる人が相当数存在することが判明した。

② 「スタミナ納豆の歌」選定までの意思決定過程について

「スタミナ納豆の歌」は、倉吉市内で活動する有志の音楽グループが、倉吉市の学校給食の人気メニューである「スタミナ納豆」を盛り上げるために作詞作曲した。同グループは、倉吉市教育委員会にこの歌を持ち込み、給食の時間に流すことを提案した。市教委がこれに同意したため、スタミナ納豆が提供される日（年8回程度）の給食の時間に、倉吉市内の小中学校で流されることになった。すなわち、倉吉市給食センター長が起案者となり、倉吉市教育委員会事務局長及び教育長の決裁を経て、倉吉市内の小中学校長に対し、スタミナ納豆が提供される日の給食の時間に流して頂きたいという依頼と共に、歌をダビングしたCDが送付された。依頼に強制力はなく、実際に流すかどうかは各学校長の判断に委ねられている。

③ 公認ソングを選定するにあたってのガイドラインの有無について

一部で「市教委の公認ソング」といった報道が為されたが、公認ソングとしての公式な選考が為されたわけではない。なお、歌に限らず、標語やキャラクター等を市が公募する際の選考のためのガイドラインは存在しないとのことであった。

また、市教委と同グループの間には、いかなる金銭の遣り取りも存在しない。同グループは、市教委に対し、自作の歌をダビングしたCDを一枚提供し、市教委はこれを自ら焼き増しして各学校に送付した。

④ 現場（生徒、保護者、教員等）からの意見、評判について

好意的な意見、評判はあったが否定的な意見はなかった。

⑤ 男女共同参画の観点から問題があるかどうかについて

「女子力」という言葉の使われ方を踏まえ、申出のあった「スタミナ納豆」の歌を教育現場で流すことについて、男女共同参画の観点から問題があるかどうかを審議した。推進員らの一致した意見は以下のとおりである。

すなわち、問題を指摘されたフレーズは、「納豆食べるよ 納豆食べるよ 筋力つくし女子力上がるし」という部分である。筋力は男女問わず必要な力であり、特に男性に限って重要視するべき力ではない。しかるところ、「女子力」という言葉は価値中立的な言葉ではなく、上述のような固定的な役割分担意識を内包する（又は内包すると感じる人が多い。）。そのことに鑑みれば、「筋力」と

「女子力」とを並べ対比することにより、男性は筋力で評価され、女性は容姿、しとやかさ、身だしなみ、自己演出力などで評価されるといった、性別による固定的な役割分担観念を助長するおそれがある。従って、このような文脈で「女子力」という言葉を使用することには男女共同参画の観点から問題無しといえない。

また、歌は、本や漫画などの目から入る媒体と比べ、形がないものだけに、あまり歌詞の内容を意識せずに聞き流してしまいがちだが、何回も繰り返し流されることにより、歌詞の中のフレーズやそこから生じるイメージを無意識下に強固に植え付けてしまう可能性が存在する。

しかしながら、歌詞の一部に男女共同参画の観点から問題無しといえないフレーズが含まれているからといって、直ちにその歌が教育現場で流すに相応しくない歌であると決めつけることはできず、歌の採否の判断は教育現場の自主性に委ねられるべきであると考え。なぜなら、学校給食の際流す歌の選定は、授業の一環として行われる音楽教育の教材の選定とは異なり、各学校の現場での児童生徒や教員の自主性に委ねられており、その採否の最終的な判断は学校長によるべきものだからである。また、その判断にあたっては、本件における以下のような事情が総合的に考慮されるべきである。

- i 教育現場の判断で自主的に流す歌と、教材としての歌とは質的に異なること。
- ii 当該歌が、県中部のご当地給食として親しまれている「スタミナ納豆」を盛り上げようと、善意の市民によって作成されたものであること。
- iii 歌詞全体をみると、当該歌の意図するところは、好き嫌いをしないこと、多様性が大事であることといったメッセージを子どもたちに発信することにあると考えられること。
- iv 当該歌が流される頻度は年間に8回程度と、それほど頻回ではないこと。
- v 歌の提供に際しいかなる対価も収受されていないこと。
- vi 倉吉市教育委員会の「依頼」に強制力がないこと。
- vii 当該歌の歌詞について、現場の教員や児童生徒、報道に接した地域住民等からの批判的な意見は本申出を除き聞かれていないこと。

2 意見公表の理由

申出者同様の問題意識が、教育現場から指摘されなかったことについて、県は重く受け止めるべきである。県は鳥取県内の公立小中学校に勤務する教職員の任命権者であり、教職員の研修を行うべき立場にあるところ、教職員は、男女共同参画の視点に立ち、未来を担う児童生徒らに対し、性別に基づく固定的な役割分担意識を植え付けたり助長したりしないよう、特に注意して教育・指導すべき立場にある。

鳥取県人権教育基本方針―第2次改訂―（平成29年3月）によれば、学校教育の現場においても、子どもたちの間で「女子はこうあるべき」「男子はこうあるべき」といった固定的な性別役割分担意識が存在しているため、男女が共に、生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を含む取組を推進するとともに、エンパワメントを促進し、きめ細やかな支援を行うべきこととされている。また、固定的な性別役割分担を前提に学校運営が行われないよう留意し、その考え方がPTA活動等の地域活動にも浸透するよう努める、併せて、テレビ、インターネット、ゲーム等特に訴求力が高いメディアに描かれている性差別の情報を主体的・批判的に読み解く能力を高めるべきこととされている。

そうであるにもかかわらず、倉吉市教育委員会内部でも、各学校現場からも、当該歌の歌詞における「女子力」という言葉の使われ方についての違和感が1件も指摘されなかったことは、県が、県民に対する男女共同参画に関する啓発、特に教職員に向けた啓発を、さらに強化すべきことを示すものである。

上述のことから、県は以下のような施策をとるべきであると考えます。

まず、未来を担う児童生徒を直接指導する立場にある教職員に対する研修をさらに徹底する必要がある。

また、鳥取県教育センターにおける教職員に対するもののみならず、鳥取県職員人材開発センターにおける県及び市町村の職員への研修、鳥取県男女共同参画センターにおける県の機関への研修の働きかけや支援、県民一般を対象とした講座・シンポジウムの開催等を通じ、県民に対する、男女共同参画の視点に立った啓発活動をこれまで以上に推進すべきである。

そして、今回のような申出が為されたことを、男女共同参画の視点からの新たな「気付き」と捉え、この事例を積極的に研修の素材として採用するなどして、啓発活動に活用すべきである。

以上のとおり、推進員らの意見を公表する。